

## 利用料金表(入所サービス)

ル・サンテリオン鹿野  
(円)

## (1) 基本利用料金

サービス種類	基本型		在宅強化型		共通加算	
	多床室 【基本型】	個室 【基本型】	多床室 【基本型】	個室 【基本型】		
介護 保険	介護1	788	796	836	841	*在宅復帰・在宅療養支援機能加算 34又は46 (基本型且つ復帰評価で条件に該当した場合に限る)
	介護2	836	841	910	915	
	介護3	898	903	974	978	*介護職員処遇改善加算【Ⅰ】又は【Ⅱ】又は【Ⅲ】 (所定単位数に【Ⅰ】3.9%又は【Ⅱ】2.9%又は【Ⅲ】1.6%に乗じた単位数)
	介護4	949	956	1,030	1,035	
	介護5	1,003	1,009	1,085	1,090	*介護職員等特定処遇改善加(Ⅰ)又は(Ⅱ)
実 費	居住費	497	2,186	497	2,186	(所定単位数に【Ⅰ】2.1%又は【Ⅱ】1.7%に乗じた単位数)
	食費	1,714				*夜勤職員配置加算 24
	日用品費	220				*介護職員等ベースアップ支援加算 0.8%
	その他実 費 (円)	【電気】33 【テレビレンタル】110 【ゆかた】3,300 【証明書別途】 【洗濯】月額:5,060、半月:2,530、1枚: 55 【付き添い食】550(一食当たり) 【予防接種】インフルエンザ等ワクチン接種 【医療費】施設外の病院等を受診した際の自己負担金。				

## (2) その他の加算

(円)

介 護 保 険	短期集中リハビリテーション実施加算	240	入所後3ヶ月以内に短期集中リハビリテーションを個別に実施した場合。
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240	生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対し集中的なリハビリテーションを個別に行った場合。(週3回を限度)
	認知症ケア加算	76	認知症の方に対して介護保険サービスを行った場合。
	若年性認知症入所者受入加算	120	若年性認知症の方に介護保険サービスを行った場合。
	外泊時費用	362	外泊の初日・最終日を除き加算。(6日を限度)
	外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)	800	外泊中に介護老人保健施設が提供する在宅サービスを利用した場合。
	ターミナルケア加算	右表 記載	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された者でターミナルケアを行った場合に算定(日数期間1日につき所定料金が加算されます。) 死亡日(1,650)／死亡日以前2日又は3日(820)／死亡日以前4日～30日以下(160)／死亡日以前31日～45日以下(80)
	初期加算	30	入所した日から30日以内の期間について利用した場合。
	再入所時栄養連携加算	200	施設入所者が入院で施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった際に、双方の管理栄養士が連携し栄養管理を行った場合。(再入所時)
	入所前後訪問指導加算	450	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行い、加えて生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合。 入所前後訪問指導加算【Ⅰ】(450)／入所前後訪問指導加算【Ⅱ】(480)
	退所時等支援等加算 (1ヶ月以上の入所利用した場合に限る)	右表 記載	試行的退所時指導加算(400)／退所時情報提供加算(500) 入退所前連携加算【Ⅰ】(600)、【Ⅱ】(400)／訪問看護指導加算(300)
	栄養マネジメント強化加算	11	栄養状態に応じ入所者に対し、各職種が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察及び入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施。また入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報を活用した場合。
	経口移行加算	28	経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援を行った場合。
	経口維持加算【月額】	右表 記載	継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合。 経口維持加算【Ⅰ】(400)／経口維持加算【Ⅱ】(100)
	口腔衛生管理加算	右表 記載	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアについて具体的な技術的助言及び指導を行った場合。口腔衛生管理加算【Ⅰ】(90)／口腔衛生管理加算【Ⅱ】(110)
療養食加算	6	医師の指示により療養食1回提供された場合。(1日につき3回を限度)	
かかりつけ医連携薬剤調整加算	右表 記載	入所者に対し処方する内服薬の減少についての取り組みを行った場合。(1回を限度とする) かかりつけ医連携薬剤調整加算【Ⅰ】(100)／かかりつけ医連携薬剤調整加算【Ⅱ】(240)／かかりつけ医連携薬剤調整加算【Ⅲ】(100)	

## (2)その他の加算

(円)

介護保険	緊急時施設療養費	518	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合。(1月に1回、連続する3日を限度)
	所定疾患施設療養費	右表記載	肺炎等の疾患に対し投薬、検査、注射、処置等を行った場合。 所定疾患施設療養費【I】(239)※7日を限度/所定疾患施設療養費【II】(480)※10日を限度
	認知症専門ケア加算	右表記載	認知症ケアに関する専門研修者を配置し、専門的な認知症ケアを実施した場合。 認知症専門ケア加算【I】(3)/認知症専門ケア加算【II】(4)
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	医師が在宅での生活が困難で緊急入所が必要と判断した場合。(利用開始から7日を限度)
	認知症情報提供加算	350	厚生労働大臣が定める機関に入所者の紹介を行った場合。(※入所期間中に1回)
	地域連携診療計画情報提供加算	300	地域連携診療計画管理料を算定する病院に入所者に係る診療情報を文書により提供した場合。
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を説明。入所者ごとの実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報を活用した場合。
	褥瘡マネジメント加算【月額】	右表記載	褥瘡が発生するリスク者ごとに計画作成、定期的な評価、評価結果等を厚生労働省に提出、当該情報その他を適切かつ有効に情報活用した場合。 褥瘡マネジメント加算【I】(3)/褥瘡マネジメント加算【II】(13)/褥瘡マネジメント加算【III】(10)※3月に1回を限度
	排せつ支援加算【月額】	右表記載	排せつ支援について介護を要する原因を分析、それに基づいた支援計画を作成、定期的な評価、評価結果等を厚生労働省に提出、当該情報その他を適切かつ有効に情報活用した場合。 排せつ支援加算【I】(10)/排せつ支援加算【II】(15)/排せつ支援加算【III】(20)/排せつ支援加算【IV】(100)
	自立支援促進加算【月額】	300	自立支援に係るケア提供を行うために支援計画策定、定期的な医学的評価、結果等を厚生労働省に提出、当該情報その他を適切かつ有効に情報活用した場合。
	科学的介護推進体制加算【月額】	右表記載	入所者・利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報、疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、情報その他を適切かつ有効に情報活用した場合。科学的介護推進体制加算【I】(40)/科学的介護推進体制加算【II】(60)
	安全対策体制加算【月額】	20	研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備した場合。(※入所時に1回を限度)
サービス提供体制強化加算	右表記載	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合及び勤続年数が一定基準以上配置した場合 サービス提供体制強化加算【I】(22)/サービス提供体制強化加算【II】(18)/サービス提供体制強化加算【III】(6)	

※介護保険及び加算の料金表示は1割。介護保険利用料は利用者負担割合(負担割合証)に応じた額をご負担いただきます。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

## 【介護保険サービスの負担軽減措置】

(円)

対象となる方			段階	特定入所者負担限度額	
				食費 (ショートの場合)	居住費 (個室の場合)
生活保護を受けている人。			1段階	300 (300)	0 (820)
世帯全員が市民税非課税	前年の合計所得と年金収入額が80万円以下	かつ、預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円以下	2段階	390 (600)	370 (820)
	前年の合計所得と年金収入額が80万円超120万円以下	かつ、預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円以下	3段階①	650 (1,000)	370 (1,310)
	前年の合計所得と年金収入額が120万円超	かつ、預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円以下	3段階②	1,360 (1,300)	370 (1,310)
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方(市民税課税世帯)			4段階	上記(1)基本料金の通り	

※負担軽減を受けるためには介護保険負担限度額認定証の提示が必要です。(原則、利用者申請)